様式第１号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 測量成果の複製承認申請書  測量法第４３条の規定により下記のとおり承認を申請します。  　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）    氏名（法人にあっては，名称及び代表者の職氏名）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　伊 丹 市 長　様 | | |
| 複製の目的 | |  |
| 複製する測量成果の  種類及び内容 | |  |
| 複製する測量成果の交付  年月日又は地図の発行年次 | |  |
| 複製の範囲又は区域 | |  |
| 複製の作業方法 | |  |
| 複製の期間 | |  |
| 複製品の利用方法及び  配布の範囲　有償　無償 | |  |
| 複製品の部数 | |  |
| 複製機関名 | 名称及び  代表者の氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 複製作業者 | 氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 備考 | |  |

様式第２号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 測量成果の使用承認申請書  測量法第４４条の規定により下記のとおり承認を申請します。  　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者 住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）    氏名（法人にあっては，名称及び代表者の職氏名）  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印  　伊 丹 市 長　様 | | |
| 使用目的又は  当該測量の種別 | |  |
| 測量地域 | |  |
| 使用期間 | |  |
| 使用する測量成果の  種類及び内容 | |  |
| 測量精度 | |  |
| 使用方法 | |  |
| 完成図の縮尺及び名称 | |  |
| 測量計画機関 | 名称及び  代表者の氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 複製作業機関 | 名称及び  代表者の氏名 |  |
| 所在地 |  |
| 成果入手年月日 | |  |
| 公共測量実施計画書  提出年月日 | |  |
| 備考 | |  |

様式第３号

伊　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊丹市長　　　　　　　　印

測量成果の複製承認通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった測量成果の複製については，測量法第４３条の規定に基づき，下記のとおり承認します。

記

1. 承認事項
2. 複製目的
3. 複製する測量成果の種類及び内容
4. 複製期間
5. 複製部数
6. 複製作業者
7. 条件
8. 承認の取消し

承認事項及び条件は厳守してください。  
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

以　上

様式第４号

伊　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊丹市長　　　　　　　　印

測量成果の使用承認通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった測量成果の複製については，測量法第４４条第１項の規定に基づき，下記のとおり承認します。

記

1. 承認事項
2. 使用目的
3. 使用する測量成果の種類及び内容
4. 使用期間
5. 測量作業機関
6. 条件
7. 承認の取消し

承認事項及び条件は厳守してください。  
これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

以　上

様式第５号

伊　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊丹市長　　　　　　　　印

測量成果の複製不承認通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった測量成果の複製については，下記の理由により承認できません。

記

　不承認の理由

以　上

　(不服申立てに係る教示)

１　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に，伊丹市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に，伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。

３　上記１及び２にかかわらず，正当な理由があるときは，上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様式第６号

伊　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊丹市長　　　　　　　　印

測量成果の使用不承認通知書

　　　　　年　　月　　日付で申請のあった測量成果の使用については，下記の理由により承認できません。

記

　不承認の理由

以　上

　(不服申立てに係る教示)

１　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に，伊丹市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に，伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。

３　上記１及び２にかかわらず，正当な理由があるときは，上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様式第７号

伊　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊丹市長　　　　　　　　印

測量成果の複製承認取消通知書

　　　　　年　　月　　日付伊　　　第　　　号にて通知した測量成果の複製の承認については，下記の理由により取り消します。

記

　取消しの理由

以　上

　(不服申立てに係る教示)

１　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に，伊丹市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に，伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。

３　上記１及び２にかかわらず，正当な理由があるときは，上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。

様式第８号

伊　　　第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

伊丹市長　　　　　　　　印

測量成果の使用承認取消通知書

　　　　　年　　月　　日付伊　　　第　　　号にて通知した測量成果の使用の承認については，下記の理由により取り消します。

記

　取消しの理由

以　上

　(不服申立てに係る教示)

１　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月以内に，伊丹市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えをする場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に，伊丹市を被告（訴訟において伊丹市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。

３　上記１及び２にかかわらず，正当な理由があるときは，上記の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えの提起をすることが認められる場合があります。